

医療型短期入所事業所開設促進事業委託仕様書

1 委託業務名

「医療型短期入所事業所開設促進事業」業務

2 目的

医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められているが、本県における医療型短期入所事業所は、中北圏域に4事業所と偏在しており、全県的に十分な数が確保できておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。

このことから、県内（特に空白圏域である峡東、峡南、富士・東部圏域）に医療型短期入所サービスを提供できる事業所が増え、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう、医療機関や介護老人保健施設（以下、「医療機関等」という。）に対し、医療型短期入所事業所の開設支援を行うことを目的とする。

3 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

4 業務の内容

県内の各地域における分析を行った上、医療機関等に対して、県が行う働きかけに同行して事業提案等を行うとともに、開設に向けた相談対応を行い、新規開設までの支援を行う。

なお、具体的な業務の内容は以下の（１）～（３）のとおりとし、令和3年8月31日（火）頃を目途に実施すること。

（１）地域分析

医療的ケア児者を支援する医療、保健、福祉サービス等の地域資源と医療的ケア児者の実態について調査し、全県に加え、4つの障害福祉圏域（中北、峡東、峡南、富士・東部）別に課題把握、医療型短期入所サービスのニーズ、圏域を越えた利用ニーズ等の総合的な分析を行う。

なお、富士・東部圏域の分析については、富士北麓地域と東部地域を分けて分析を行うこと。（障害福祉圏域は【別紙】のとおり）

上記の分析を踏まえた上で、医療型短期入所サービスの実施を働きかける医療機関等の選定を行う。

また、地域分析を行うにあたり、本県で実施した「医療的ケア児者実態調査」の結果を情報提供することとする。

(2) 法人開拓提案

県で指定する病院（5件）に加え、（1）で選定した医療機関等に対して、事業提案書（制度説明や地域課題分析、収支試算等）の作成を行い、県が行う医療型短期入所サービス実施の働きかけに同行して事業提案等の支援を行う。

ただし、1医療機関等に複数回行う働きかけのうち、訪問時の説明内容等により、事前に県の承認を得た場合は、単独で訪問出来ることとする。

なお、医療機関等への訪問や聞き取りをした際の内容については、記録・整理すること。

(3) 相談対応

医療機関等向けの電話、メールによる相談窓口を設置し、新規開設にあたっての相談等に応じる。

ア 規 模 週1日程度規模の開設ができるよう、効率的な職員の配置を行うこと。
なお、令和3年4月1日（木）から令和3年8月31日（火）までの間は窓口として機能すること。

イ 場 所 受託者の定める場所で行い、県に届け出ること。

ウ その他 相談内容については、記録・整理すること。

4 実施体制等

本件委託業務全体の運営を管理する責任者を1名配置すること。

本件委託業務について業務担当者を1名以上配置し、そのうち1名を業務主任担当者として配置すること。

関連法令の解釈などについて確認するため、受託者における法務関係部署との連携体制を整えること。

5 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 中間報告書の提出

令和3年4月30日（金）までの進捗状況及びその後の実施方法等について、令和3年5月7日（金）までに中間報告書を県へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

なお、県が実施する「医療的ケア児者支援検討会議（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場）」において、当該中間報告書を基に検討を行うため、その点を踏まえ

た報告内容とすること。

(2) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

(3) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

6 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

7 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

8 特記事項

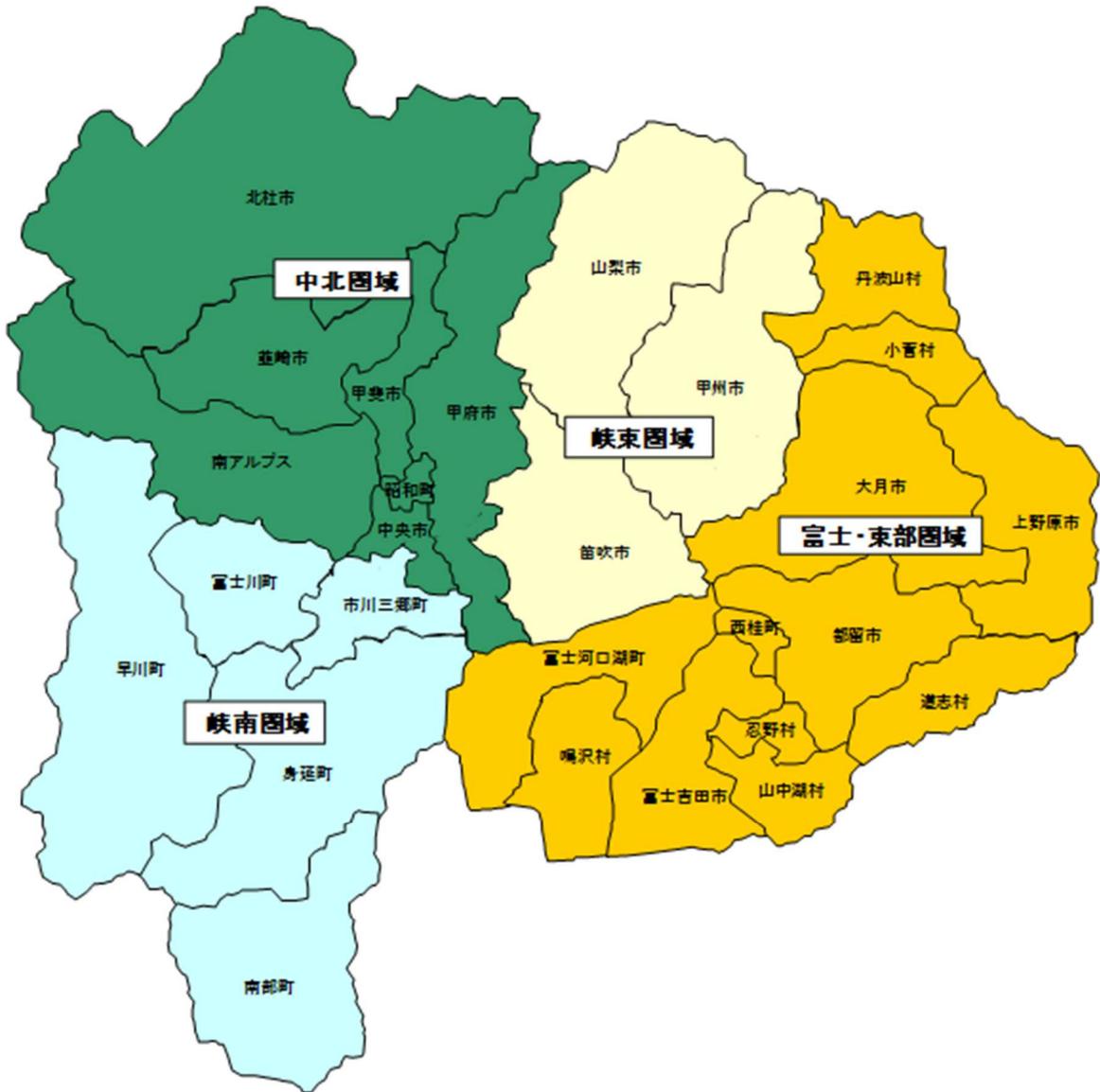
- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。

- (7) 本業務において県と打ち合わせ（電話等も含む）をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害保健福祉圏域 (6市1町)	甲府市、韮崎市、 南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害保健福祉圏域 (3市)	山梨市、笛吹市、甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害保健福祉圏域 (5町)	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害保健福祉圏域 (4市2町6村)	(富士北麓地域) 富士吉田市、西桂町、忍野 村、山中湖村、鳴沢村、富 士河口湖町	富士・東部保健福祉事務 所
	(東部地域) 都留市、大月市、上野原市、 道志村、小菅村、丹波山村	